

人口動態

(昭和59年4月1日現在)

総人口	27,538人
内 男	13,701人
内 女	13,837人
世帯数	7,404戸
出生	37人
死亡	15人
転入	295人
転出	187人
男	20人
女	17人
男	6人
女	9人
男	145人
女	150人
男	85人
女	102人

広報 幸田 '84 5

No. 371

発行・幸田町役場 愛知県額田郡幸田町大字菱池字黒方11番地
 編集・企画課 ☎ 2-1111 (有)2458 印刷・あい印刷



運転手さん、 交通ルール守ってね!

4月9日、春の交通安全運動の一環として、幸田保育園の園児が一日警察官になり、ドライバーに交通安全を呼びかけました。

主な内容

- 2 P 着実に進む区画整理事業
- 4 P 59年度主要事業報告
- 5 P 地方税法の改正
- 6 P 松くい虫駆除にご理解を
- 7 P 町政モニター会議結果
- 8 P 農業基盤整備58年度の成果
- 9 P 福祉の窓口
- 11 P 人の動き (人事異動報告)

よいまちづくりを目指し

進む区画整理事業

道路水路、公園などの公共施設整備と、宅地の造成を同時に行い、面的に市街化区域を整備するのが土地区画整理事業です。この方法で市街地を整備すれば、土地の面積は減りますが、それぞれの宅地は広い道路に接し、土地の利用価値は上がり、水路公園なども同時に整備することから、理想的な市街地が出来上がります。

また、用排水の分離をすれば市街化区域内の農業継続も可能となります。

幸田町においても、十五年前ほど前からこの事業推進を図っており、当初は初めての事業であり、推進に手間取りましたが、

昭和五十八年三月、深溝地区に一箇所事業が完了し、その後、地主の方がたのご理解により、現在三地区において、区画整理組合が設立し、二地区において事業施行が準備されています。幸田の土地区画整理事業は、市街地の拡大からみて概ね十年推進が遅れていると言われていいますが、事業は一步一步着実に進んでいます。

明るく住みよいまちづくりを目指し、「自分たちのまちは自分たちの手でつくりよう」を合言葉に今後、さらに推進を図っていく必要があります。

幸田駅前土地区画整理事業予定地区

幸田町の玄関口であり、中心的役割を担う幸田駅前地区は、住宅と商店が混在しており、その整備状況は極めて低く、交通面、防災面でかなりの問題を抱えているため、以前から再開発などによる整備の必要があると言われていました。

そこで町では、現在施行主体を町として区画整理事業により整備する計画を進めています。

今後は町と住民が一体となり、住宅環境・商業環境を考え、幸田駅前地区が公共施設の整備された災害のない明るく住みよいまちとなるよう実現に向け協議研究をしています。

施行予定面積 十・六ヘクタール

権利者数 二百七十二名

幸田里前土地区画整理事業

「環境豊かなまちづくり」を目指し、昭和五十七年十二月に組合が設立され、現在工事が進められています。

施行面積 五・八ヘクタール

組合員数 五十名

総事業費 四億九、〇〇〇万円

施行年度 昭和五十七年度～六十年度

幸田二ヶ根南土地区画整理事業

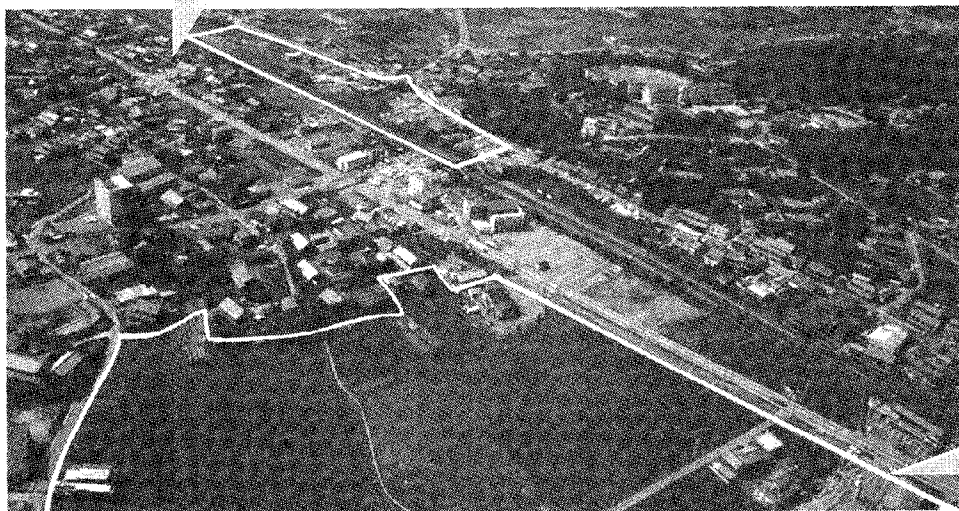
昭和58年10月に組合が設立され、県道の拡幅整備を含めて事業が進められ、交通渋滞の解消が図られます。

施行面積 1.8ヘクタール

組合員数 25名

総事業費 2億4,500万円

施行年度 昭和58年度～61年度

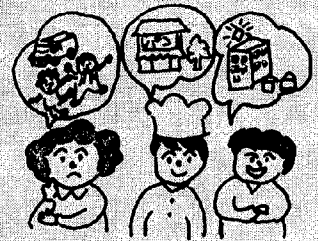


明るく住み

着実に

この中で、町により全て計画をするのでなく、住民の方がたに参画していただくため、昨年八月には駅前地区の住民アンケートを実施し、整備するのを望んでおられるのを確認した上で、組別に説明会を開催し住民の方の生の声をお聞きしており、現在は研究委員の選出までに至っています。

皆さんでいっしょに
考えましょう！



幸田駅西 土地区画整理事業

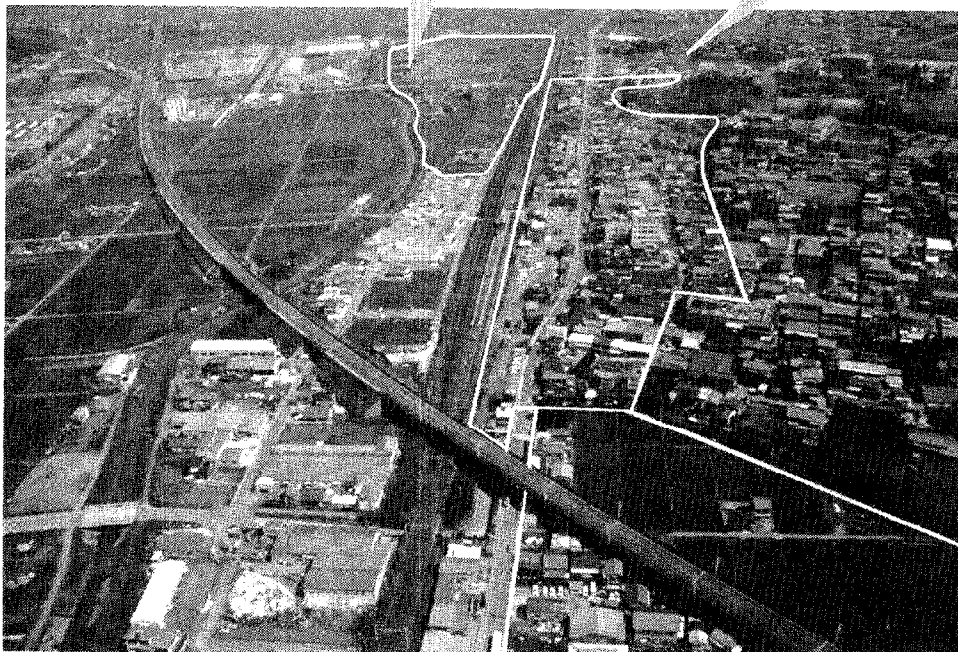
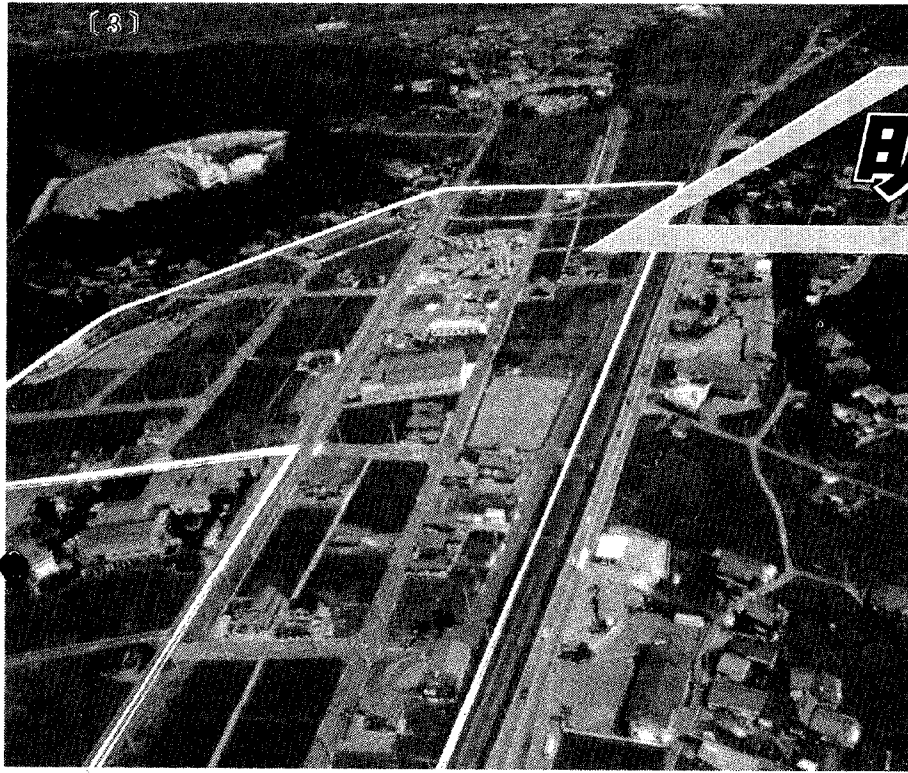
昭和五十八年十二月組合が設立され、今後県道六栗・大草線（錦田ガード）の整備と並行して事業が進められます。
 施行面積 十・六ヘクタール
 組合員数 百十三名
 総事業費 八億一、六〇〇万円
 施行年度 昭和五十八年度～
 六十二年度

幸田町初の事業として昭和五十一年三月に着手をし、五十八年三月に完成しました。
 施行面積 十一・八ヘクタール
 組合員数 九十一名
 総事業費 五億三、一〇〇万円
 施行年度 昭和五十五年度～
 五十七年度

幸田深溝土地 区画整理事業

幸田芦谷土地 区画整理事業 予定地区

昭和五十六年二月から設立のための準備が進められ、地主の方がたの同意も得て本年組合が設立される予定です。
 施行面積 六・八ヘクタール
 組合員数 六十七名
 総事業費 九億二、〇〇〇万円
 施行年度 昭和五十九年度～六十三年度



59年度

土木、土地改良関係

主要事業紹介

昭和五十九年度予算が三月議会において可決され、また、国、県においても幸田町関係予算配分が決まり、今年度も昨年度同様にとくさんの土木、土地改良事業が施行されることになりました。

ここで、その内の主なものについて紹介します。

土木事業

県施行事業

国道整備

総額 約三億二、五〇〇万円

○二四八号線 道路改良 (坂崎、里地区)

○二三号線、歩道設置他 (須美、上六栗、桐山地区)

県道整備

総額 約三億五五〇万円

○岡崎幸田線、歩道設置 (岩堀地区)

○蒲郡碧南線、歩道設置等 (上六栗地区)

○生平幸田線 舗装補修

(大草地区)
○幸田幡豆線、道路改良、舗装補修 (桐山、六栗地区)

○西尾幸田線 歩道設置 (市場地区)

○須美福岡線、道路改良 (須美、野場地区)

○美合幸田線、舗装補修 (長峰地区)

街路整備

総額 約二億一、六〇〇万円

○六栗大草線 街路改良 (菱池、錦田地区)

○安城蒲郡線、街路改良 (市場地区)

河川整備

総額 約三億一、七〇〇万円

○一級河川赤川 (野場地区)

○砂防河川広田川 (桐山地区)

○砂防河川舟山川 (上六栗、里、市場地区)

○砂防河川前野川 (荻、芦谷地区)

○一級河川広田川

町道整備

総額 約四、五〇〇万円

○大草長峰線、道路改良 (長峰地区)

○上六栗一号線、歩道設置 (上六栗地区)

公園整備

総額 約一、〇〇〇万円

○幸田公園 (芦谷地区)

下水道整備

総額 約七、五〇〇万円

○中々下水道 (深溝地区)

○田多美下水道 (大草地区)

○前田下水道 (芦谷地区)

河川整備

総額 約四、〇〇〇万円

○足後川 (海谷地区)

土地改良事業

県施行事業

総額 約十一億三、〇〇〇万円

○砂防河川大沢川 (逆川地区)

○砂防河川向山川 (桐山地区)

○砂防河川琴沢川 (桐山地区)

○農地開発事業 (矢作南部地区)

○農道整備事業 (農道整備事業)

○老朽ため池整備事業 (老朽ため池整備事業)

○圃場整備事業 (圃場整備事業)

○緊急農地防災事業 (緊急農地防災事業)

○農村総合整備モデル事業 (農村総合整備モデル事業)

○圃場整備・集落道路 (圃場整備・集落道路)

○農道整備事業 (農道整備事業)

○緊急農地防災事業 (緊急農地防災事業)

○圃場整備・集落道路 (圃場整備・集落道路)

○圃場整備・集落道路 (圃場整備・集落道路)

寄附

南部中学校へ

大竹守男様 (里)

飾り戸棚校旗入れ 一式

鈴木勝美様 (三好町)

山桜、そめいよしの他百本

庁舎建設資金へ

山本光治様 (永野)

五万円

ありがとうございます。

○集落排水整備事業 (新永地区)

新田・永野地区

約一、二〇〇万円

○県営土地改良事業計画調査 (老朽ため池調査 (光明寺池))

約三〇〇万円

改良区施行事業

総額 約一億五、〇〇〇万円

○単県土地改良事業 (道路・用排水路 十七地区)

約四、五〇〇万円

○県営土地改良事業計画調査 (菱池野場地区・南山地区)

約三、二〇〇万円

○圃場整備事業 (小杉山地区ほか工事及換地)

約七、三〇〇万円

地方税法・税条例の改正

昭和59年度

地方税法、税条例の一部が改正され、昭和59年度分（一部を除く）の税金から適用されることになりました。
 なお、詳しくは役場税務課まで

改正の概要

税目等	改正事項	現 行	改 正 後																																																																		
町 町 県 税 民 関 税 係	個人町県民税	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎控除等の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 基礎控除 22万円 配偶者控除 22万円 うち { 老人控除対象配偶者 23万円 同居特別障害者 25万円 扶養控除 22万円 うち { 老人扶養親族 23万円 同居特別障害者 25万円 同居老親等 26万円 <p>(注) 以上のほか、所得税の改正における給与所得控除引き上げの効果は、個人町県民税については、1年遅れの昭和60年度から生じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別な人的控除の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 障害者控除 21万円 特別障害者控除 23万円 老年者控除 21万円 寡婦(寡夫)控除 21万円 勤労学生控除 21万円 ●障害者等の非課税限度額の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 障害者・未成年者・老年者・寡婦の人 所得金額 80万円以下 ●低所得層に対する非課税措置に係る基準の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ①所得割の非課税措置 <p>所得金額 ≤ 27万円 × (本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数) + 9万円 (控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算)</p> <p>所得金額 ≤ 20万円 × (本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)</p> ②均等割のみを納めている人に係る非課税基準の基礎となる金額 ●所得割の税率の見直し <p>税率構造を改める(ただし昭和59年度については現行どおり据置き、退職所得に対する分離課税に係る所得割にあっては昭和60年1月1日以後に支払うべき退職手当等から適用する。)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 26万円 (25万3千円) 26万円 (25万3千円) 27万円 (26万3千円) 30万円 (29万3千円) 26万円 (25万3千円) 27万円 (26万3千円) 30万円 (29万3千円) 31万円 (30万3千円) <p>()内は昭和59年度に限っての額であり同年度において「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により上記の額にそれぞれ7千円加算されることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 24万円 26万円 24万円 24万円 24万円 <p>所得金額 100万円以下</p> <p>所得金額 ≤ 29万円 × (本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数) + 9万円 (控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算)</p> <p>所得金額 ≤ 23万円 × (本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)</p>																																																																		
	法人町県民税	●法人町県民税の均等割の税率の引き上げ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資本等の額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>年額 16,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円以下</td> <td>50人超</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>700,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,200,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の額	従業者数	標準税率	1千万円以下	50人以下	年額 16,000円	50万円以下	50人超	48,000	1千万円超	50人以下	48,000	1億円以下	50人超	60,000	1億円超	50人以下	60,000	10億円以下	50人超	160,000	10億円超	50人以下	160,000	50億円以下	50人超	700,000	50億円超	50人以下	160,000	50億円超	50人超	1,200,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資本等の額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>年額 40,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人住民税の徴収猶予制度(延納)の廃止</p>	資本等の額	従業者数	標準税率	1千万円以下	50人以下	年額 40,000円	50万円以下	50人超	120,000	1千万円超	50人以下	120,000	1億円以下	50人超	150,000	1億円超	50人以下	150,000	10億円以下	50人超	400,000	10億円超	50人以下	400,000	50億円以下	50人超	1,750,000	50億円超	50人以下	400,000	50億円超	50人超
資本等の額	従業者数	標準税率																																																																			
1千万円以下	50人以下	年額 16,000円																																																																			
50万円以下	50人超	48,000																																																																			
1千万円超	50人以下	48,000																																																																			
1億円以下	50人超	60,000																																																																			
1億円超	50人以下	60,000																																																																			
10億円以下	50人超	160,000																																																																			
10億円超	50人以下	160,000																																																																			
50億円以下	50人超	700,000																																																																			
50億円超	50人以下	160,000																																																																			
50億円超	50人超	1,200,000																																																																			
資本等の額	従業者数	標準税率																																																																			
1千万円以下	50人以下	年額 40,000円																																																																			
50万円以下	50人超	120,000																																																																			
1千万円超	50人以下	120,000																																																																			
1億円以下	50人超	150,000																																																																			
1億円超	50人以下	150,000																																																																			
10億円以下	50人超	400,000																																																																			
10億円超	50人以下	400,000																																																																			
50億円以下	50人超	1,750,000																																																																			
50億円超	50人以下	400,000																																																																			
50億円超	50人超	3,000,000																																																																			
軽自動車税	●軽自動車税の税率の引き上げ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>課 税 標 準</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>総排気量 50cc以下</td> <td>年額 700円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 90cc以下</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>総排気量 90cc以上</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用自動車</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>二輪のもの 250cc以下</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの 550cc以下</td> <td>2,850</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以下</td> <td>乗用</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">550 cc以下</td> <td>乗用</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,650</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>3,650</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	課 税 標 準	標準税率	原 動 機 付 自 転 車	総排気量 50cc以下	年額 700円	総排気量 90cc以下	1,100	小型特殊自動車	総排気量 90cc以上	1,450	農耕作業用自動車	1,450	軽自動車	二輪のもの 250cc以下	2,200	三輪のもの 550cc以下	2,850	四輪以下	乗用	5,200	営業用	6,500	550 cc以下	乗用	2,900	営業用	3,650	二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	3,650	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>課 税 標 準</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>総排気量 50cc以下</td> <td>年額 1,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 90cc以下</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>総排気量 90cc以上</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用自動車</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>二輪のもの 250cc以下</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>三輪のもの 550cc以下</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">550 cc以下</td> <td>乗用</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	課 税 標 準	標準税率	原 動 機 付 自 転 車	総排気量 50cc以下	年額 1,000円	総排気量 90cc以下	1,200	小型特殊自動車	総排気量 90cc以上	1,600	農耕作業用自動車	1,600	軽自動車	二輪のもの 250cc以下	2,400	三輪のもの 550cc以下	3,100	四輪以上	乗用	5,500	営業用	7,200	550 cc以下	乗用	3,000	営業用	4,000	二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000				
種 別	課 税 標 準	標準税率																																																																			
原 動 機 付 自 転 車	総排気量 50cc以下	年額 700円																																																																			
	総排気量 90cc以下	1,100																																																																			
小型特殊自動車	総排気量 90cc以上	1,450																																																																			
	農耕作業用自動車	1,450																																																																			
軽自動車	二輪のもの 250cc以下	2,200																																																																			
	三輪のもの 550cc以下	2,850																																																																			
	四輪以下	乗用	5,200																																																																		
		営業用	6,500																																																																		
550 cc以下	乗用	2,900																																																																			
	営業用	3,650																																																																			
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	3,650																																																																			
種 別	課 税 標 準	標準税率																																																																			
原 動 機 付 自 転 車	総排気量 50cc以下	年額 1,000円																																																																			
	総排気量 90cc以下	1,200																																																																			
小型特殊自動車	総排気量 90cc以上	1,600																																																																			
	農耕作業用自動車	1,600																																																																			
軽自動車	二輪のもの 250cc以下	2,400																																																																			
	三輪のもの 550cc以下	3,100																																																																			
	四輪以上	乗用	5,500																																																																		
		営業用	7,200																																																																		
550 cc以下	乗用	3,000																																																																			
	営業用	4,000																																																																			
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000																																																																			

松 く い 虫 防 除		
	空 中 散 布	地 上 散 布
散 布 日 時	第1回目 6月12日(火)	6月1日(金) ～6月30日(土)
	第2回目 6月26日(火)	
区 域 お よ び 面 積	長嶺、久保田、坂崎、 大草、桐山、上六栗、 六栗、野場、荻、須美 地内の森林 550ha	重要松林および道路沿 いの松林 15ha
薬 剤 お よ び 量	ナック、40%水和剤、 第1回、1ha当り7ℓ、 第2回、1ha当り5ℓ の原液微量散布	スミチオンMEP80% 乳剤1ha当り、180倍 希釈液の1,200ℓ散布
方 法	ヘリコプターによる空 中からの散布	動力噴霧機による地上 からの散布
備 考	◎庭の大切な松の木はぜひこの時期に消毒しま しょう。(使用薬剤はもよりの販売所にご相談 ください。)	



わが国を代表する樹木の一つ、松……………
 私たちとさまざまな深いかかわりを持つ松……
 この大切な松が、松くい虫によって、つぎつぎと
 食い荒らされ枯れています。これを放置すれば私たち
 の周囲から松の姿が消えてしまうかもしれません。
 その防除対策の一環として、昭和54年度から薬剤
 による予防対策として、空中散布と地上散布を行っ
 ています。

松くい虫の被害から松を守るには、予防散布が最
 も効果的な方法です。今年度においても、被害木発
 生が顕著な地区を定め被害を最少限に食い止めるた
 め別表のとおり実施計画をたてました。

空中散布については広域的に散布するもので、気
 象条件を留意し監視体制も十分整え、周辺地域に飛
 散しないよう万全を期しますが、地域住民の皆様方
 も十分ご留意をお願いします。

詳しくは、役場産業課まで

駅西駐車場料金 改正のお知らせ

幸田駅西公共駐車場をご利用いただき、誠に
 ありがとうございます。公共駐車場の管理運営
 の適正化を図るため、幸田町条例を改正し、昭
 和59年4月1日から料金を次のとおり改めまし
 たので、ご理解とご協力をお願いします。

〔定期駐車場〕

- 1ヵ月 2,200円(2,000円)
- 3ヵ月 6,000円(5,500円)
- 6ヵ月 12,000円(11,000円)

〔時間利用駐車場〕

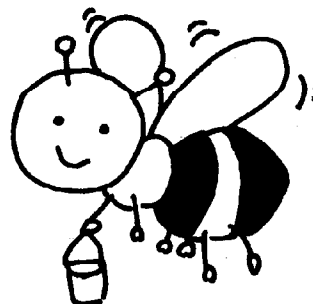
- 半日(6時間未満) 200円(150円)
- 1日(6時間以上) 300円(250円)

〔回数駐車券〕

- 半日用 2,000円(1,500円)
- 1日用 3,000円(2,500円)

(カッコ内は従前料金)

四月下旬から七月の快晴日に
 は、みつばちの分ぼう(巣わか
 れ)が発生しやすい状態になり
 ます。
 もし、みつばちがダンゴ状に
 かたまっているのを発見したら
 すみやかに連絡してください。
 ささいな事で乱飛、刺害事故
 につながる恐れがありますので
 不用意に近づかないよう注意し



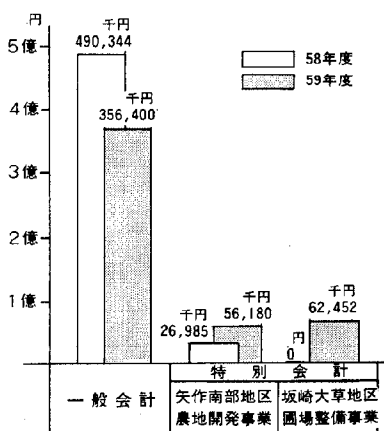
てください。
 連絡先 役場産業課まで

みつばちの群を発見したら
 産業課へ連絡を!

幸田土地改良区 通常総代会開催

3月30日に開催された第14回通常総代会において、昭和59年度幸田土地改良区一般会計予算を始めとする20議案が慎重に審議され可決されました。この予算には、圃場整備・農地造成などの事業を始めとし、土地改良施設の整備ならびに維持管理事業など、数多くの事業が組み込まれております。

幸田土地改良区の主な会計予算



土地取引のめやす 地価公示

国では標準的な土地を選び、昭和59年1月1日現在の適正な土地価格を判定し、4月3日に公表しました。売り手にも買い手にも片寄らない公示価格を土地売買の指標として活用してください。

公示価格閲覧所は役場企画課です。なお、県基準地価格は、毎年10月1日に公表されます。

町内の標準地価格

(昭和59年1月1日現在)

標準地の所在	1㎡当り 価格	利用区分	
国 (国)	深溝字柳縄手12-1外	46,200	住宅地
	菱池字岩堀38	64,500	〃
	菱池字地藏堂29-3	61,500	〃
	深溝字南広畑26-1外	44,200	〃
	戸谷字蒲野23-6	51,200	〃
土 庄	戸谷字幸田37-2外	137,000	商業地
	深溝字下屋敷20-11外	46,300	準工業地
	野場字上市場30-1	30,300	調整区域 の住宅地
	大草字前田77	31,300	〃
坂崎字次見11-1	8,900	調整区域 の林地	

農業の近代化
生産力向上を目指して

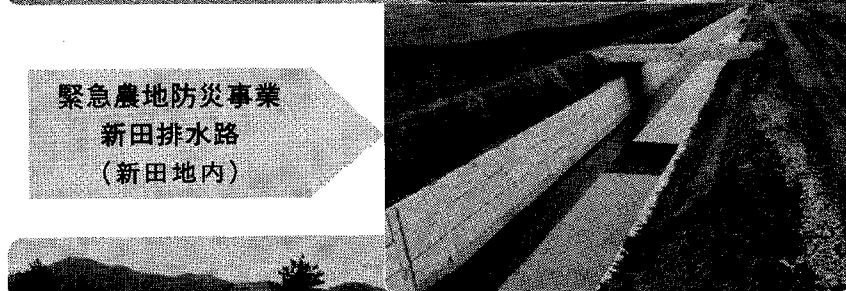
農業基盤整備 58年度の成果

農業の近代化と生産力の向上を目指して、58年度もたくさんの事業が行われました。その一部を紹介します。

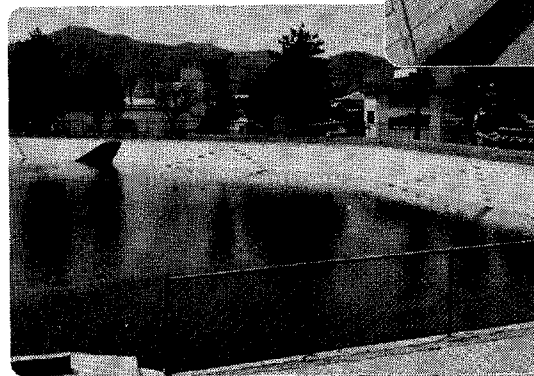


圃場整備事業
西深溝地区
(市場地内)

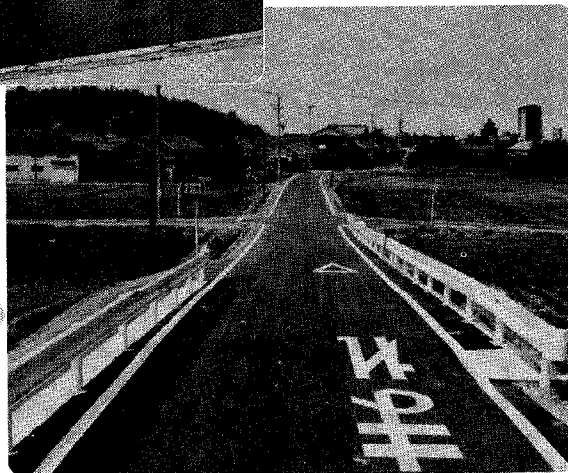
緊急農地防災事業
新田排水路
(新田地内)

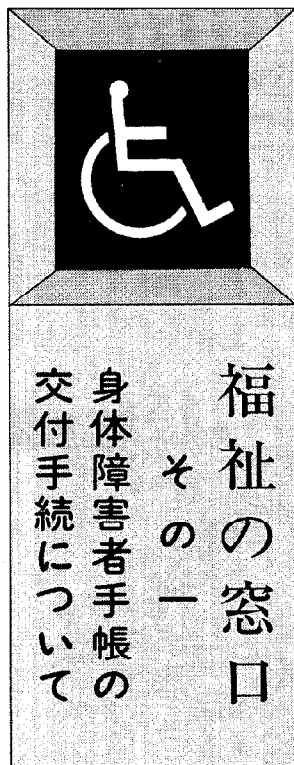


緊急農地防災事業
大山池(岩堀地内)



農村総合整備モデル
事業集落道路四号線
(坂崎地内)





福祉の窓口 その一 身体障害者手帳の 交付手続について

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた障害の程度に該当すると認定された人に対して県知事から交付されるもので、諸般の福祉サービスを受けることができる「基礎」となるものです。

身体障害者とは

法律の対象としている身体障害者の範囲は、障害の程度によって一級から六級に分類されています。六級に該当する障害は次のとおりで、これ以上の障害のある人が身体障害者となります。

視覚障害

一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下で、両眼の視力の和が〇・二以下。

聴覚・平衡機能障害

両耳の聴力損失が六〇デシベル以上のもの（四〇センチメートル以上の距離で会話不能）

身体障害者手帳交付手続き
次の書類を町役場住民課に提出してください。

- （一）カ月程で手帳交付）
- 一、申請書（印鑑必要）
- 二、身体障害者診断書

（県指定医師によるもの）

三、本人の顔写真（一枚）

※申請書、診断書の用紙は住民課にあります。

福祉サービスの内容

各人の障害の種類、等級に応じた福祉サービス（例・障害年金・手当、補助具・日常用具の交付、税の減免、職業訓練など）を受けられます。そのサービスの具体的内容等については今後この「福祉の窓口」で順次述べていきます。

（相談員 有馬 茂男記）

身障者・精薄者相談

とき 五月八日

午前十時～午後三時

ところ 中央公民館 第五会議室

県相談員 障害関係 有馬茂男

精薄関係 日高恒夫

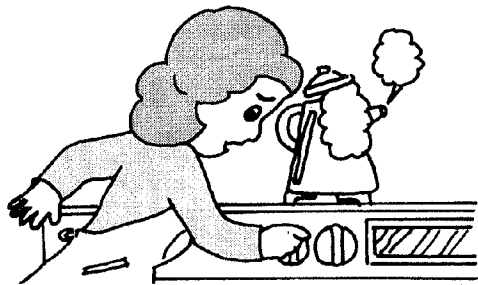
※相談日には電話相談（テレホンサービス）あり。

☎二二一一一番（内線二〇番）

ガス漏れ事故を防ぐために

燃焼器具を使用する場合の心得

その一



ガス漏れ事故を防ぐため燃焼器具使用前には、次の点に気を付けましょう。

- ① ガス漏れの有無をにいで確かめる。LPガスは重いので、もし漏れているとすれば、床面や低所に滞留しているので、これらの場所を確認すること。
- ② 燃焼器附近には、可燃物を置かないこと。マッチ、油類、特にエアゾール関係の可燃性ものは危険である。
- ③ 容器バルブ、ガス栓、コック等は静かに開くこと。
- ④ ゴム管に老化、きず、ひび割れ等が生じたときに、ただちに新品と取替えること。最近食用油の使用により、油によるゴム管の傷みが多く、これによる事故が増加している。
- ⑤ 器具コックやゴム管のガス漏れが多いので、時どき石鹼水等で点検すること。特にホースのさし込み部はバンドで正しく締付けること。
- ⑥ ガス漏れの検査は石鹼水で行い、マッチを点火して行うことは絶対にしない。燃焼器は随時掃除を行い炎孔、空気調節装置、ふろがま、排気筒などに異物が付着しないように注意すること。特にパイロットバーナを常時使用するふろがまは、すすの付着が激しいので掃除を頻繁にすること。異物が付着すると不完全燃焼、逆火、煽火の原因となる。これらの現象が修正できない器具は修理するか又は新品と取替えること。
- ⑦ 常時使用しないガス栓にはキャップを取付け、ガス栓は固定しておくこと。

参加しませんか

走る県政教室

おひとりりで、グルーぷで

県民の皆さんに県の施設や仕事を紹介して県政に対する理解を深めていただくとともに、併せて意見・要望をお聴きして県政に反映させる「走る県政教室」の参加者を募集します。

一、実施方法

観光バスで、一日コースにより見学施設へ案内します。

二、日 時

五月二十三日(水)

三、参加費用

無料。ただし昼食は持参してください。

四、募集人員 五十名

五、応募資格

満十八歳以上の県内居住の方(個人又は十名以下のグループ)

六、応募方法

はがきに「五月二十三日幸田発コース」と明記のうえ、住所(郵便番号)、氏名、年齢、性別、職業と電話番号を記入して申込みください。電話申込みも受付します。

七、申込期限

五月九日(水)(当日消印有効)

八、申込先

愛知県西三河事務所 総務課
県民担当(岡崎市明大寺本町一―四)

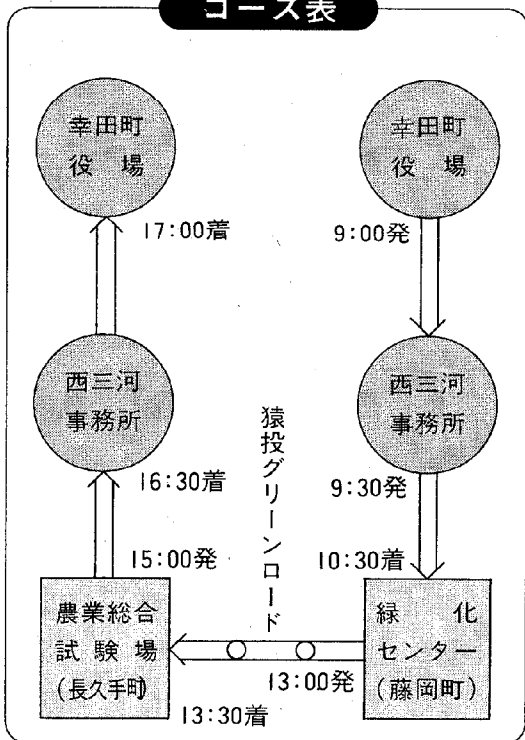
☎〇五六四―二三―二二二(内線二九六)

岡崎県民サービスコーナー
電話〇五六四―二四―一八五八

九、参加者の決定

応募者全員に連絡します。募集人員五十名を超えた場合は抽選のうえ決定します。

コース表



あなたも県民大学に参加してみませんか

― 県民大学 受講生募集 ―

回	日 時	テーマ及び講師
1	7月12日(木) 10:00	「親と子の絆」 愛教大講師・育児コンサルタント 三浦美和子
2	7月26日(木) 10:00	「こんな親が子をだめにする」 愛教大講師・育児コンサルタント 三浦美和子
3	8月9日(木) 10:00	「子どもの心と体の健康」 国立名古屋病院小児科部長 小崎 武
4	8月20日(月) 10:00	「子どもの環境はこれでよいか」 名古屋市立大学医学部教授 青山 光子
5	9月2日(日) 10:00	「子どもの成長と父親の役割」 名古屋大学工学部教授 柳 沢 忠
6	9月20日(木) 10:00	「子どもと家族と家庭と」 愛教大講師・育児コンサルタント 三浦美和子
7	10月6日(土) 10:00	「ゆかめられる子どもの心」 名古屋大学医学部助教授 若林 慎一郎
8	10月18日(木) 10:00	「これからの家庭教育のあり方」 愛知教育大学教授 種橋 正徳

申込先 幸田町教育委員会

☎ 2-1111(内線24、25、26) (有線2028)

幸田町教育委員会では、財団法人愛知県教育サービスセンターとの共催で、左記日程により県民大学を開講します。町民のみなさん多数の方のご参加をお待ちしています。

講座名 「社会の絆、家族の絆」
(家庭教育)

ねらい 教育をめぐる身近な問題をみながら考えよう。
教育を取りまく様々な問題がやかましく論じ

定 会 場 幸田町中央公民館
員 場 六十名

られてる今日、幼児期から中学校期にかけての家庭教育・学校教育上の諸問題を、身近な具体例をとおして考え、明日の子どもの幸せのために、親はどうあるべきか、大人は何をなすべきかを考えます。

人の動き

(敬称略)

小中学校

役職者

(○印は異動者)

坂崎小学校

校長 小野 利郎
 教頭 織田 平
 教務主任 ○藤井 浩林
 校務主任 松本 尚生

幸田小学校

校長 山本 美一
 教頭 ○山田 茂
 教務主任 清水 貞生
 校務主任 橋本 矩一

中央小学校

校長 岩瀬 龍輔
 教頭 本多 省吾
 教務主任 犬塚 博巳
 校務主任 鈴木利喜夫

荻谷小学校

校長 水野 亘
 教頭 ○原田 勉
 教務主任 平松 正明
 校務主任 ○倉橋 裕

深溝小学校

校長 藤江 弘良
 教頭 真木 利貢
 教務主任 志賀 朗
 校務主任 鈴木 隆二

豊坂小学校

校長 ○宇野 正治
 教頭 蜂須賀政忠
 教務主任 杉山 能之
 校務主任 中山 政二

幸田中学校

校長 谷川 充
 教頭 ○松井 正春
 教務主任 榎田 武
 校務主任 都築 泉

南部中学校

校長 山本 直
 教頭 谷川 巖
 教務主任 徳村 琢磨
 校務主任 中根 勇夫

交通指導員

(○印は 新指導員)

学区 氏名
 坂崎 三浦 健市
 " 小山 政春
 " 山口 一
 幸田 ○石原 成員

町職員人事異動

係長以上(内異動前)

【異動】

産業課長 小野 隆 (管財課長)
 土木課長 金沢 満 (産業課長)
 管財課長 天野 和彦 (土木課長)
 保健課長 杉浦 二郎 (議会議務局長)
 議会議務局長 鈴木 正 (総務課長補佐兼行政係長)
 住民課長補佐兼老人福祉センタ―所長 児玉 正樹 (同補佐兼戸籍係)

長)

産業課長補佐

山本 晃久 (同補佐兼指導共済係長)

総務課長補佐兼行政係長

杉浦 富和 (土木課長補佐兼工務係長)

企画課長補佐兼企画係長

本間 正広 (同課企画係長)

管財課長補佐兼調査係長

伊与田伸吾 (同課調査係長)

土地改良課長補佐兼土地改良係長

近藤 文夫 (同課土地改良係長)

土木課長補佐兼工務係長

谷川 角之 (同課管理係長)

住民課戸籍係長

池田 正義 (教育委員会学校教育係長)

産業課指導共済係長

加藤 輝雄 (水道課庶務係長)

水道課庶務係長

石川 力 (産業課主査)

安達 実 (保健課長)

山本 勇 (水道課)

鈴木やよい (総務課)

村松 政子 (豊坂保)

鈴木みゆき (大草保)

大竹 紀子 (わした保)

渡辺ジツエ (豊坂保)

中根キノエ (深溝保)

【新規採用職員】

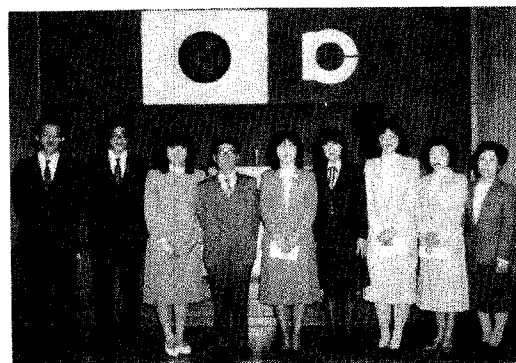
左から山本富雄 (住民) 都築

幹浩 (税務) 成瀬千恵子 (住民)

桐戸美由紀 (幸田保) 早川佳子

(わした保) 判治泰衣 (上六保)

大島千寿 (大草保) 杉浦清子 (深溝保)



県機関などの異動

(所長、署長、局長)

愛知県西三河事務所

所長 服部 顕雄

所長 岡崎農地開発事務所

所長 宮前 義幸

所長 岡崎農地改良普及所

所長 峯田八太郎

岡崎警察署

署長 岩田 学

名古屋法律局岡崎支局

局長 菅沼 平

合併 30 周年

写真でみる幸田町 30年の発展史

工業の発展

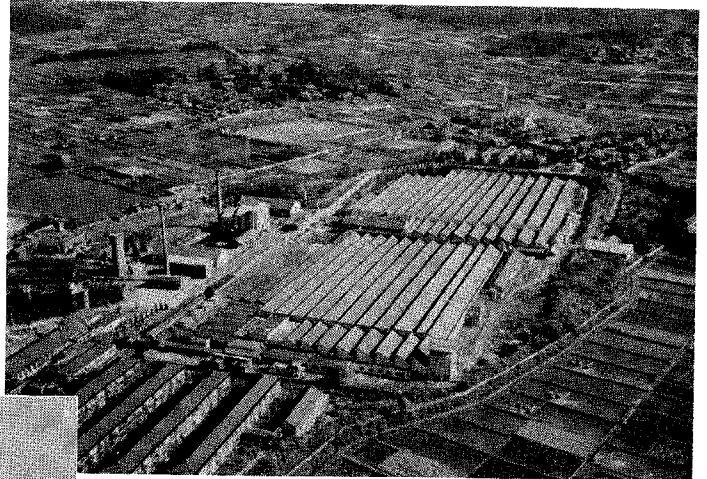
三十年前の幸田の産業といえ
ば、米作りを中心とした農業が
主なもので、工業は三菱レイヨ
ン幸田工場を除けば、繊維を中
心とした零細企業が主なもので、
就業者が農業の半分という状況
でした。

昭和三十年代後半からの高度
経済成長により、県内のあちこ
ちに企業局による工場団地の造

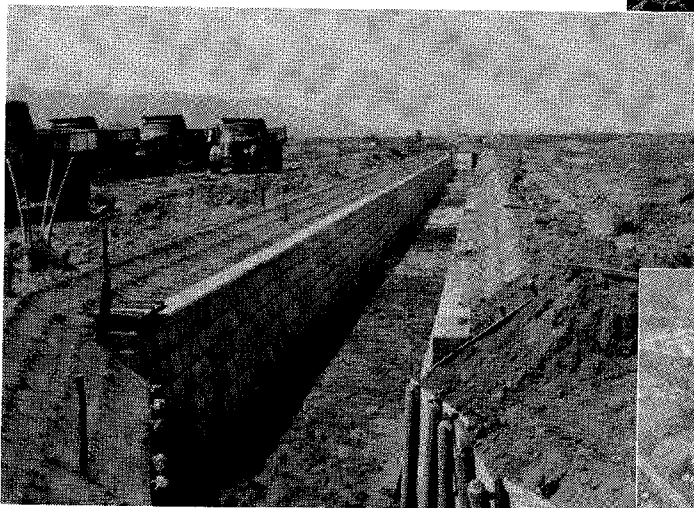
成が行われましたが、幸田町に
おいても財政基盤の確立、雇用
促進を図るため、昭和四十四年
に駅西工場団地、同四十九年に
坂崎工場団地を誘致しました。

また五十四年には日本電装西尾
工場が幸田町内へも進出しまし
た。

このように積極的に工業の推
進を図った結果、公害の少ない
都市型の優良企業が操業を開始
し、工業生産高は昭和二十六年
の約二〇億円から五十七年には
一、五六七億円と飛躍的に増加
しました。



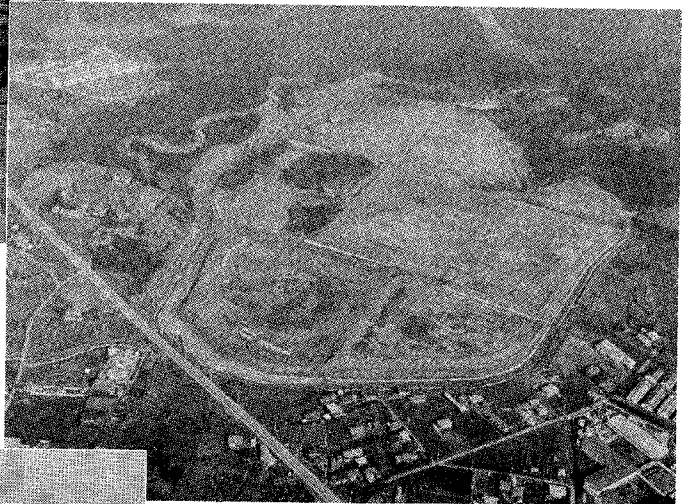
↑合併当時唯一の大企業
三菱レイヨン幸田工場



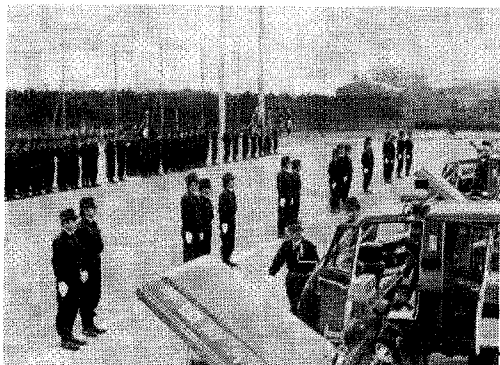
↑駅西工業団地造成 (S44年)

↓日本電装西尾工場
幸田町内へ進出 (S54年)

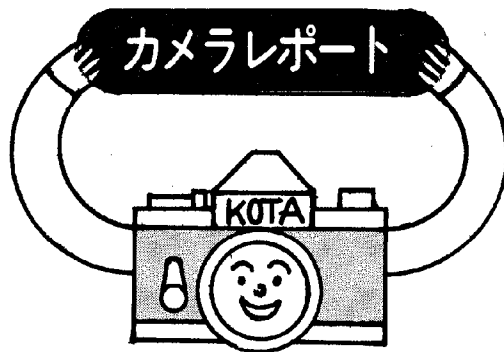
↓坂崎工業団地の造成 (S47年)



町では、合併三十周年を
記念して「幸田の歴史」と
題して写真展を開催するこ
とを計画しています。昔の
幸田町の風景、生活等を写
した写真がありましたら明
治・大正・昭和と年代は問
いません。ぜひ役場企画課
まで写真の提供をお願いし
ます。



消防団春の総合訓練
四月十五日に、坂崎グラウンドにおいて消防団春の総合訓練が行われました。



婦人行政懇談会

歴代正副婦人会長および現婦人会役員と、町長との懇談会が4月16日中央公民館和室において行われ、婦人とスポーツ、青少年の非行防止対策などについて積極的に意見が出されました。



保育園入園式

町内9つの保育園において4月5日に入園式が行われました。

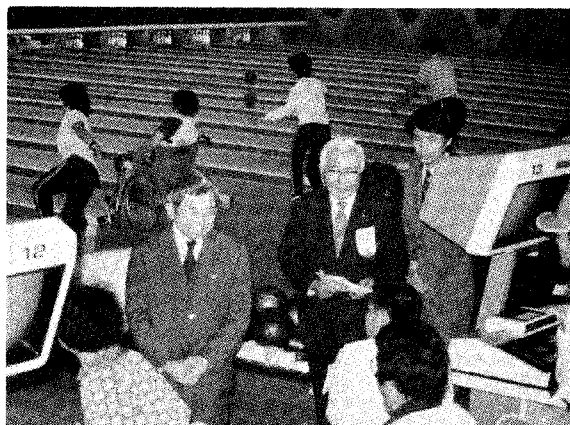


新規就職者歓迎会
今年四月、幸田町内の事業所に新規就職した若者を励ます「歓迎会」が、四月十五日に百七十一名もの参加を得て中央公民館で開催されました。



幸田駅二線橋完成

昨年十月に着工した国鉄幸田駅二線橋が四月三日完成をしそれを祝ってカラオケ大会、緑化木配布などが行われました。



**常陸宮殿下を
お迎えしてレスポ開催**
四月二十一日、二十二日の両日蒲都市を中心に第一回国際障害者レジャー・レクリエーション・スポーツ大会が開催され、幸田町においては二十一日に常陸宮殿下をお迎えして、ポリーリング大会が開催されました。

お知らせ

産業課

計量器定期検査

計量法に基づき、計量器の昭和59年度定期検査が下記日程により実施されます。該当者の方は受検をお願いします。

とき 5月21日(月) 午前10時～午後3時

ところ 中央公民館

とき 5月22日(火) 午前10時～午後3時

ところ 商工会館

問合せ 役場産業課商工観光係

なお、昭和56年度の検査以後、受検計量器で廃止等された物については役場産業課商工観光係へ5月12日(土)までに連絡ください。

黒鯉・錦鯉・ヘラブナ種苗の斡旋

Table with 4 columns: 種類, 大きさ, 1尾単価. Rows include 黒鯉, 錦鯉, and ヘラブナ.

申込期日 5月20日まで

申込単位 50尾単位

※詳細は産業課まで

愛知県

岡崎県民サービスコーナー〈5月の行事〉

5/1～5/7 愛知こどもの国施設パネル展

5/8～5/13 「西尾茶を写す会」写真展

5/14～5/20 西三河南部の植物写真展

5/22～5/28 私の好きな街並、街角写真展

交通事故相談

交通事故で被害を受け、損害賠償の請求方法、示談の進め方など交通事故の処理でお悩みの方はいませんか。このような方を対象に無料で相談に応じておりますので、気軽にご利用ください。

各種相談

交通事故相談の他に、県政相談、住宅相談、年金相談、内職相談、弁護士による法律相談(予約制)などについても、無料で相談に応じております。

開設時間

午前10時から午後6時まで(原則として木曜日休み)

ところ

岡崎県民サービスコーナー(岡崎市康生通西2丁目 シビコ3階 ☎0564-24-1858)

一日教室受講者募集

とき 5月22日(火) 午前10時～正午

ところ 愛知県西三河消費生活センター(岡崎市明大寺町字坂下11番地119)

テーマ 台所の衛生管理—ゴキブリの駆除法

講師 岐阜市立第二看護専門学校

講師 白木有之

受講料 無料

申込期間 開催日の前日まで

申込先 愛知県西三河消費生活センター

☎0564-53-0999

粗大ごみの収集日程

5月1日 長嶺区、久保田区、坂崎区

5月2日 大草区、高力区

5月4日 鷺田区、新田区

5月7日 岩堀区、横落区

5月8日 { 荻区、芦谷区、幸田区 三菱区

5月9日 { 里区、市場区、海谷区 逆川区

5月10日 野場区、永野区、六栗区

5月11日 須美区、上六栗区、桐山区

※毎朝9時から収集します。

不燃物収集日程(5月分)

長嶺(7,21) 里(12,26)

久保田(7,21) 市場(10,24)

坂崎(7,21) 海谷(12,26)

大草(2,16) 野場(14,28)

高力(2,16) 永野(5,19)

鷺田(5,19) 須美(10,24)

電装社宅(5,19) 六栗(14,28)

岩堀(3,17) 六栗団地(14,28)

新田(5,19) 上六栗(14,28)

横落(3,17) 桐山(10,24)

荻(9,23) 逆川(10,24)

芦谷(9,23) 三菱(9,23)

幸田(9,23)

※可燃物は、毎週火・金曜日に収集します。

お 知 ら せ

5月の神経芽細胞腫検査

対 象 昭和58年11月生れの乳児
 ※3か月児健診で配布した「ろ紙」に尿を湿らせて、岡崎保健所へ必ず郵送してください。

母子健康手帳交付日

と き	月 日	曜	時 間
	5月10日	木	午前10時～11時半
	17日	木	〃
	24日	木	〃
	31日	木	〃
	6月7日	木	〃

ところ 母子健康センター
 ※妊娠届出書を忘れず、お持ちください。
 ※母子保健に関する説明をいたします。

教育委員会

移動図書館

と き 5月9日(水)
 ところ 坂崎公民館 13時40分～14時20分
 町立文庫 14時40分～15時40分
 ※親子で一緒に読書をしましょう。
 今後の予定 8月1日(水) 時間、場所は同上
 10月24日(水) 〃
 1月30日(水) 〃

第18回町民スポーツ大会
(軟式テニスの部)参加者募集

と き 5月20日(日) 午前9時から
 ところ 中央運動場テニスコート
 競技方法 ①日本軟式庭球オフィシャルルール
 ②トーナメント法、ダブルス個人戦
 ③1試合7ゲーム
 ④内容○男子の部 一般
 ○女子の部 一般
 ○シニア(男・女) 35才以上
 申込期限 5月16日(水)まで
 申 込 先 幸田町教育委員会

家庭婦人バドミントン大会
参加者募集

と き 5月20日(日) 午前9時から
 ところ 町立中央小学校 体育館
 競技方法 ①1ゲーム11点、3セットマッチ、
 2セット先取法
 ②トーナメント法 ダブルス戦
 ③日本バドミントン協会オフィシャル
 ルール適用
 申込期限 5月16日(水)まで
 申 込 先 幸田町教育委員会

軟式テニスナイター教室
生徒募集

と き 5月19日(土)から毎週土曜日(10日間)
 午後7時から午後9時
 ところ 中央運動場テニスコート
 参加費 2,000円
 定 員 20名
 申込期限 5月16日(水)まで
 申込先 幸田町教育委員会
 ※初心者の方大歓迎

消 防 署

危険物取扱者試験

試験日時 6月10日(日) 午前10時
 受験願書仮受付 5月7日(月)まで
 幸田町消防本部
 受験願書受付 5月8日(火)～10日(木)
 愛知県西三河事務所
 (直接持参のこと)

危険物取扱者保安講習

受講申請日 5月29日(火)
 受付時間 午前9時30分～正午
 午後1時～午後4時30分
 受付場所 愛知県庁西庁舎1階ロビー
 (直接持参のこと)

役 場 2-1111 (代表) 夜間2-1111～2-1114は宿直室へ接続

産 業 課 有線2328・6571
 土地改良課 〔夜間 2-1142〕
 有線2456
 土 木 課 〔夜間 2-1116〕
 有線2327・6581

水 道 課 〔夜間 2-1117〕
 有線2450
 ポンプ場 〔直通 2-1890〕
 有線5880
 教育委員会
 事務局 有線2028

議会事務局 〔夜間 2-1118〕
 有線2451・6601
 消防署事務室 〔直通 2-3822〕
 有線6565
 通信室 〔直通 2-3821〕
 有線3119
 火事と救急は119番へ

お知らせ

総務課

行政相談〈毎月第3水曜日〉

とき 5月16日(水) 午前9時～正午
ところ 中央公民館 第5会議室
相談員 谷川 嘉明 自宅 ☎ 2-3490

幸田町犯罪状況

Table with 5 columns: 3月, 侵入盗, 車両関係盗, その他, 計. Row 1: 5, 12, 6, 23. Row 2: 件数

幸田町交通事故状況

Table with 7 columns: 3月, 死亡, 重傷, 軽傷, 小計, 物損, 合計. Row 1: 0, 0, 9, 9, -, 9. Row 2: 0, 0, 5, 5, 55, 60. Row 3: 件数

住民課

法律相談(無料)〈毎月第2土曜日〉

とき 5月12日(土) 午前9時～正午
ところ 中央公民館 第1会議室
相談員 弁護士 村越 健
予約制です。予約は前日の午前11時までに住民課戸籍係までお申込みください。

心配ごと相談

とき 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 中央公民館 第5会議室
相談員
5月9日 清水 繁雄 磯部 キヨ
16日 占部 桂順 藤井 紀子
23日 志賀 信市 谷川 一枝
30日 小玉 隆夫 小栗 幸子
6月6日 山本 良雄 野沢 和子
※相談日は電話による相談もできます。
☎ 2-1111 (内線20)

母子家庭相談

とき 毎週月、水曜日 午前10時～午後5時
受付 住民課
相談員 愛知県母子相談員 長谷美代子

ガソリンスタンド日曜当番店

Table with 4 columns: 日, 店名, 電話番号, 場所. Rows: 5月13日 花笠商事(株) 2-1664 野場, 20日 本田屋商店 2-0054 幸田, 27日 柴勝石油(株) 2-0374 芦谷, 6月3日 (株)三幸石油 2-1361 里

老人福祉センター行事

文化協会芸能訪問
5月15日 詩吟 吟城会
18日 民謡 荻ことぶき会
22日 民謡 愛好会
29日 日舞 赤堀社中

健康相談
毎週 火、木、金曜日(担当、保健課)

保健課

3種混合予防接種

対象者 ○56年10月1日～57年1月31日生れ
○第1期(3回接種)完了後、12か月以上たっている者
○接種もれの幼児
接種方法 ○第1期は3～8週の間隔で3回接種します。
○第2期は第1期完了後、12か月以上たってから1回接種します。

Table with 4 columns: 月日, 曜, 会場, 時間. Row 1: 5月7日 月 母子健康センター 午後1:30～2:30. Row 2: 14日 月 〃 〃

急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種

対象者 ○58年1月1日～58年12月31日生れ
○58年以前の出生で未接種者
接種方法 ○2回接種
○2回目までの間隔は6週間以上あけてください。

Table with 4 columns: 月日, 曜, 会場, 時間. Row 1: 5月29日 火 母子健康センター 午後1:30～2:30. Row 2: 30日 水 〃 〃. Row 3: 31日 木 〃 〃

不用犬引取日

5月9日(水) } 午前10時までに印鑑を持って保
23日(水) } 健課へ来てください。
野犬などで困っている方は引取日の2、3日前に連絡してください。

役場 2-1111 (代表)

総務課 有線2026
企画課 } 有線2458
管財課 }
税務課 有線2027・6591
住民課 有線2015(受付)・2457
保健課 有線3463

